5.523A
静止及び非静止の固定衛星業務による18.8―19.3GHz（宇宙から地球）及び28.6―29.1GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の適用を条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。1995年11月18日前の調整に基づく静止衛星通信網を有する主管庁は、関係する全ての機関が容認することができる結果を得ることを目的として、同日前に通告情報が無線通信局によって受領された非静止衛星通信網と、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整するために可能な最大限の協力をしなければならない。非静止衛星通信網は、1995年11月18日前に完全な通告情報（無線通信規則付録第４号）が無線通信局によって受領されたとみなされる静止固定衛星業務の通信網に許容し得ない混信を生じさせてはならない。
5.523B
固定衛星業務による19.3―19.6GHzの周波数帯（地球から宇宙）の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この使用は、無線通信規則第9.11A号の適用を条件とするが、無線通信規則第22.2号は適用されない。
5.523C
無線通信規則第22.2号は、19.3―19.6GHz及び29.1―29.4GHzの周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフィーダリンクと、1995年11月18日前に完全な調整情報又は通告情報（無線通信規則付録第４号）が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。
5.523D
固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる19.3―19.7GHzの周波数帯（宇宙から地球）の使用は、無線通信規則第9.11A号の適用を条件とするが、無線通信規則第22.2号の適用は条件としない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム、又は無線通信規則第5.523C号及び第5.523E号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、引き続き無線通信規則第9条（第9.11A号を除く。）及び第11条による手続並びに第22.2号の適用は条件とする。
5.523E
無線通信規則第22.2号は、19.6―19.7GHz及び29.4―29.5GHzの周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフィーダリンクと、1997年11月21日までに完全な調整情報又は通告情報（無線通信規則付録第４号）が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。
5.524
付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ及びチュニジアでは、19.7―21.2GHzの周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19.7―21.2GHzの周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている19.7―20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。
5.525
移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り19.7―20.2GHz及び29.5―30.0GHzの周波数帯の中の高い周波数部分に配置しなければならない。
5.526
第二地域における19.7―20.2GHz及び29.5―30.0GHzの周波数帯、第一地域及び第三地域における20.1―20.2GHz及び29.9―30.0GHzの周波数帯で、固定衛星業務と移動衛星業務の両業務を行う通信網は、１又は２以上の衛星を介した対向通信及び一対多方向通信のために、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局との間にリンクを設定することができる。
5.527
19.7―20.2GHz及び29.5―30.0GHzの周波数帯においては、無線通信規則第4.10号は移動衛星業務には適用しない。
5.528
移動衛星業務に対する分配は、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を宇宙局において使用する通信網のためのものである。第二地域における19.7―20.1GHz及び20.1―20.2GHzの周波数帯において移動衛星業務のシステムを運用する主管庁は、無線通信規則第5.524号の規定に従って固定及び移動システムを運用する主管庁によるこれらの周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。
5.529
第二地域における移動衛星業務による19.7―20.1GHz及び29.5―29.9GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第5.526号に規定する固定衛星業務及び移動衛星業務の両業務を行う衛星通信網に限定する。
5.530（未使用）
5.530A
関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局についても、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高３mにおいて、時間率20%以上で－120.4dB（W／（㎡・MHz））を超える電力束密度を生じさせてはならない。計算の実施にあたっては、主管庁は最新版のＩＴＵ－Ｒ勧告Ｐ.452（ＩＴＵ－Ｒ勧告ＢＯ.1898を参照）を使用しなければならない。
5.530B
21.4―22GHzの周波数帯において、放送衛星業務の発達を促進するため、第一地域及び第三地域の主管庁は、移動業務の局を配置しないよう奨励され、特定地点間のリンクを設定する固定業務の局の設置を制限することを奨励される。
5.530C
21.4―22GHzの周波数帯の使用は、決議第755の規定に従うこと。
5.530D
決議第555（ＷＲＣ―12）を参照すること。
5.531
付加分配：日本では、21.4―22GHzの周波数帯は、一次的基礎として放送業務にも分配する。
5.532
地球探査衛星業務（受動）及び宇宙研究業務（受動）による22.21―22.5GHzの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に制約を課してはならない。
5.532A
宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でもそれぞれ54kmの距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。無線通信規則第9.17号及び第9.18号は適用しない。
5.532B
固定衛星業務（地球から宇宙）による第一地域における24.65―25.25GHzの周波数帯の使用及び第三地域における24.65―24.75GHzの周波数帯の使用は、最小空中線口径を4.5mとする地球局に限る。
5.533
衛星間業務は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な干渉を容認しなければならない。
5.534（未使用）
5.535
24.75―25.25GHzの周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は他の固定衛星業務（地球から宇宙）の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、かつ、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。